

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：11501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730016

研究課題名(和文)「ブルカ禁止法」とフランス共和主義

研究課題名(英文) Ban the Burqa and French republicanism

研究代表者

中島 宏 (Nakashima, Hiroshi)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号：90507617

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円、(間接経費) 330,000円

研究成果の概要(和文)：2010年にフランスにおいて、公共空間において顔を隠す行為を禁止する法律、いわゆる「ブルカ禁止法」が制定された。本研究は、欧州人権裁判所の判例との整合性や共和主義との関係を念頭に置きつつ、「ブルカ禁止法」の制定意図と背景、そして人権保障上の問題点を検証した。制定過程において特に強調された点は、「他者との共生」のためには顔を露わにすることが最低限確保されなければならないという点である。同法は、憲法院による合憲判決を出されているが、欧州人権裁判所の判例に配慮した限定解釈も施されている。どのような運用がなされるのか、今後も検討が必要である。

研究成果の概要(英文)：The french parliament approved the bill prohibiting the wearing of face-coverings in public spaces on 2010. This research analysed the reason of this bill, its social backgrounds and some problems for the protection of human rights, in consideration of the relation with the French republicanism and the jurisprudence of the European Court of human rights.

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：憲法学

キーワード：共和主義 多文化主義 人権論

## 1. 研究開始当初の背景

フランス共和主義の実定法表現として従来研究が盛んだったのは、シラク政権下のフランスにおいて2004年に制定された、いわゆる「スカーフ禁止法」のもつ意味についてであった。これに対して本研究が検討の対象とする、いわゆる「ブルカ禁止法」は、その規制の対象を公立学校に限定するものではない。公共空間において衣服によって顔を隠す行為を一般的に禁止するものである。「スカーフ禁止法」は、共和国市民の創出の場としての公立学校において、宗教的標章を身につける行為を規制する趣旨であったが、「ブルカ禁止法」は公教育の場に限られない、一般的な公共空間を規制対象としているのである。市民の着衣の自由、ひいては宗教的表現の自由に対して一般的な規制を加える場合、相当の正当化根拠が必要となるはずである。

この点を巡っては、議会調査議員団報告書やコンセイユ・デタ報告書において、綿密な検討が行われている。「ブルカ」そのものを禁止する場合、「全身を覆うヴェール」を禁止する場合、そして「顔を隠す行為」を禁止する場合を区別して議論すること、そして禁止を正当化する根拠としては、憲法原理としての「男女平等」または「非宗教性」といった共和国の価値、あるいは伝統的な人権制約原理としての「公序」概念が挙げられている。

結果として「ブルカ」そのもの、あるいは「全身を覆うヴェール」の規制を立法者が断念した理由はいかなるものなのか、そして最終的にはいかなる根拠をもって立法に踏み切ったのか、という点が重要な問題となる。

また、「ブルカ禁止法」に対しては、憲法院が留保つきの合憲判決(2010年10月7日)を下している。合憲判断の論理、特に従来の人権制約原理と「ブルカ禁止法」の立法趣旨との関係をどのように判断したのか、そして憲法院の付した留保の意味をどのように分析したのかが重要な論点となる。

さらに「ブルカ禁止法」制定に先立ち、欧州人権裁判所が、公の場における宗教的着衣の規制に関する重要な判断(2010年2月23日アフメト・アルスラン判決)を下している。同判決は、何人にも開かれた公の場において宗教的着衣を規制することは条約違反にあたる、と判断した。欧州人権裁判所による人権保障と、「ブルカ禁止法」制定や国内裁判所の判断との関係はどのように評価されるのか、という点も大きな問題となる。

最終的には、公の場において「顔を隠さないこと」を市民に法律で一般的に要求するということが、フランスにおける人権保障においてどのような意味を持つのか、という問題が浮上してくる。この点は人権保障理論の枠を超えて、特にフランス共和主義モデルとの関係が重要となってくる。

## 2. 研究の目的

(1) 第一の課題: 「顔を隠す行為の一般的禁止に至った理由

公的報告書として、国民議会調査議員団がフランスにおける「ブルカ」着用の実態を調査し、提出した報告書(「国内における全身を覆うヴェール着用行為に関する報告書」)、フィヨン首相の諮問を受けて「ブルカ禁止立法」の法的妥当性について検討したコンセイユ・デタの報告書(「全身を覆うヴェール着用禁止の法的可能性に関する研究」)がある。「ブルカ」そのものの禁止から、「全身を覆うヴェール」の禁止、そして最終的には「着衣によって顔を隠す行為」の一般的禁止へと変化していく。人権保障の観点からなぜ「ブルカ」そのものの禁止を断念し、「着衣によって顔を隠す行為」の禁止に至ったのかという点を第一の分析の課題とした。

(2) 第二の課題: 国内裁判所および欧州人権裁判所判例との整合性

第一の課題の検討にあたっては、「ブルカ」着用に関連する国内裁判所および欧州人権裁判所の判例の分析が不可欠である。国内裁判所に関しては、2008年のコンセイユ・デタ判決において、「ブルカ」着用は「フランス共同体の本質的価値、特に両性の平等原則と相容れない」と判断された。また一方で。欧州人権裁判所による上記アフメト・アルスラン判決は、公の場における宗教的着衣の規制は欧州人権条約が保障する信教の自由に違背すると判断している。前者は「ブルカ禁止」を正当化する意味を持ち、これと反対に後者は同禁止を牽制する意味をもちうる判決である。これら二つの判決が「ブルカ禁止法」制定に与えたであろう影響を分析することを第二の課題とした。

(3) 第三の課題: 「顔を隠す行為」の一般的禁止が持つ政治的意義

アリヨ＝マリ法相は、「顔、それは他者との直接的な関係を取り結ぶ身体の一部である。しかし、全身を覆うヴェールは、コミュニタリズムの衣服による表現である」と述べている。ここでは、他者と共生するに当たっては、他者とコミュニケーションをする可能性を示すために顔を露わにしておかなければならないという論理が前提にある。「フランスとは、なにより共生の意思に突き動かされる市民の共同体である」(調査議員団報告書)とすれば、市民はすべからず顔を露わにしなければならないということになる。

男女平等の確保や公的安全の保護を根拠にしてこのような「最小限の作法」の要求が人権保障の観点から容認されるのかどうか、そしてほかの根拠が想定されているのかどうか、という点が第三の課題である。

### 3. 研究の方法

研究の方法としては、公的報告書、国内・欧州人権裁判所の判例等を中心とした文献研究が中心となった。念頭においている資料は、特に一次資料についてインターネット等を利用して入手が容易となっている。

まず公的な報告書の分析を通して、禁止立法に至るまでの議論を整理し、その社会的背景や立法者の主観的意図を明確化し、「ブルカ禁止法」の論理と構造を検討した。また、判例の分析を通して、「ブルカ禁止法」との整合性を検討した。

### 4. 研究成果

(1)「ブルカ禁止法」が問題とする規制対象としての「ブルカ」(burqa)については、「全身を覆うヴェール」(voile intégral)という言葉がしばしば使用される。この言葉は、ニカブ(niqab)、シタル(sitar)、そしてブルカを総称する表現である。このような「全身を覆うヴェール」を着用する人口は、内務省の調査によるとフランス本土で 1900 人程度であり、極めて少数ではあるが増加傾向にあるとされる。このうち4分の1が非イスラム教の環境下に生まれながらイスラム教に改宗した者であり、また、借用者の4割がイスラム原理主義運動との関わりがあるとされる。

ブルカ着用禁止立法の直接のきっかけとなった事件が、ブルカを着用する外国人に対して国籍取得が拒否された事件である。フランス国籍取得の際、フランス政府は「同化の欠如」を理由に取得を拒否することができるとの規定が民法典にあった。当該事件では、モロッコ国籍の女性が日常生活におけるブルカ着用を含めた様々な「行動全体」から、「フランス社会の一定の本質的価値」を自らのものとしていないことを理由としてそのフランス国籍取得を拒否された。必ずしもブルカ着用のみがその考慮事由とされたわけではないが、その点に社会の注目が集まったことは確かである。当時のサルコジ大統領も「ブルカ禁止立法」の検討を表明した。

2010年1月に提出された国民議会調査議員団報告書によると、「全身を覆うヴェール」の着用は、自由・平等・同胞愛といった「共和国の価値に対する紛れもない挑戦」とされる。同報告書は、広報・教育活動、女性保護のための法改正、外国人法制の改正等の提言をしているが、「全身を覆うヴェール」を禁止する立法については、その正当化の難しさや欧州人権裁判所による条約違反判決の可能性を考慮して、慎重な立場をとっていた。

その欧州人権裁判所判例として禁止立法の審議直前に出されたのが、アフメト・アルスラン判決である。本件は、トルコのアンカラ市街を宗教的着衣を身に着けたまま歩いた宗教団体の信者が、二つの宗教的着衣規制立法違反により逮捕、起訴された事件である。欧州人権裁判所は、信者らが単なる市民であ

り、何人にも開かれた公の場における着用であり、着用によって公序に対する具体的な危険性が生じるとは証明されていないこと等を指摘して条約9条違反と判断した。本件は公共空間におけるブルカ着用にも類似する側面を有しており、フランスにおける禁止立法への影響も指摘されていた。

(2)「ブルカ禁止法」の正当化において鍵となったのは、2010年3月に提出されたコンセイユ・デタ報告書における示唆である。同報告書は、規制にあたって法的安定性と分かり易さを確保することを目的とし、衣服の禁止と顔を隠す行為の禁止の二つの方向性を検討する。仮にライシテや男女平等を根拠としてブルカの着用それ自体をフランス共和国の価値に反するものとして法的に禁止した場合、人権保障や欧州人権裁判所判例との整合性から、憲法違反あるいは条約違反と指摘される可能性がある。そこで同報告書は、人権制約原理である公的秩序概念を修正し、「顔を隠す行為」一般を禁止するという方策を示唆した。しかし同時に一般的禁止は「違憲となる極めて強い危険性」があることをも指摘していた。

そこで同報告書自身は「顔を隠す行為」の部分的禁止を提案していたが、結局フランス議会は敢て「抽象的な公的秩序」を根拠に「顔を隠す行為」一般を禁止することになる。そこでしばしば指摘されたのは「他者と共生する限りは、顔を露わにしなければならない」との主張である。「ブルカ禁止法」の1条は、「何人も公共空間においては、顔を隠すための衣服を着用することはできない」と規定し、「顔を隠す行為」一般を禁止する。公共空間とは、「公道ならびに公衆に開かれた場所または公役務のために使用される場所」とされる(2条1項)。また、例外的に法令・健康・職業上の理由や、スポーツ・祭事・芸術・伝統的な行事の場合は、適用が除外される(同2項)。3条は罰則規定(150ユーロ以下の罰金刑または「公民研修」)、4条は強制の場合の加重規定がそれぞれ置かれている。

同立法に対して一部の議員や研究者から批判もあったが、2010年10月に憲法院は合憲判決を出している。憲法院は、ブルカ着用は「公共の安全に対する危険を構成し、社会生活に関して最小限要請されることを理解していないもの」であり、自発的な着用であったとしても「自由及び平等に関する憲法原理に反する」とした立法者の判断を追認した。また、欧州人権裁判所判例との関係から、「公衆に開かれた信仰の場における宗教的自由の行使を制限するならば、1789年人権宣言第10条を過度に侵害することになるであろう」との留保を付けた。この留保がどのような射程を持つものかはまだ不明確である。

憲法院判決については、「抽象的な公的秩序」の概念を認めたもので、個人の意思を超えた客観的な人権保障をも認め得たものではない

かとの憲法学者による指摘がある（マチュー）。そうであるとすれば、男女平等や他者との共生といった「共和国の本質的価値」擁護のため、自発的な行為であったとしてもこれを禁止することが正当化されうる。また、「ブルカ禁止法」の評価については、女性解放や他者との相互性、自閉的なコミュニタリズムの否定という側面から同法を支持する論調がある。一方で、『クローン人間』として生きるのであれば『共生』に意味はない」とし、アイデンティティ、社会、寛容につながる「共生」からして同法を支持できないとする立場もあり（ルソー）。「共生」というキーワードをめぐって正反対の立場が表明されている。

(3)「ブルカ禁止法」の制定には、個人の意思や現に存在する文化的差異を無視してでも、共和国の価値を優先する論理が前提にある。当然のことながら、個人の自由とは激しく対立する側面を有することは否めない。公的報告書が指摘していた様々な具体策の中で、法律による一般的禁止という手段が選択されたことも重要である。多数者にとっては簡便な方法ではあるが、社会の少数者の排除や劣位化の効果が最も大きくなる危険性がある。その意味で、文化的に異質なものを排除せずに、さらにその差異が変わり得るということを検討した人権保障の可能性を検討することが今後の課題の一つとなる。

また、個別の事件が起こるたびに立法によって応答しようとする傾向の結果として、立法の質が低下しているとの指摘がある（ヴァクスマン）。個別法の濫発ではなく、より柔軟な一般的ルールを制定して、文化的差異と共和国の価値との調整を図ろうとする検討が新政権下で行われている。この試みを継続的に検討していくことも、本研究に残された課題である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

中島宏「フランスにおける『ブルカ禁止法』と『共和国』の課題」憲法問題(査読なし)23巻(2012年)24-35頁。

ミシェル・ヴィヴィオルカ(翻訳:中島宏)「倫理と人権:政治への回帰?」山形大学法政論叢(査読あり)57巻(2013年)1-28頁。

[学会発表](計2件)

中島宏「フランスにおける「ブルカ禁止法」と「共和国」の課題」全国憲法研究会春季総会(2011年5月14日、東京経済大学)。

中島宏「公立学校における十字架設置の条約適合性」慶應義塾大学フランス公法研究会(2012年12月26日)。

[図書](計1件)

山元一・只野雅人編訳『フランス憲政学の

動向』(慶應義塾大学出版会、2013年)総ページ数313頁のうち、中島宏担当281-306頁(パトリック・ヴァクスマン「公的自由の制限を可能にする新たな技術」)。

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

中島 宏(NAKASHIMA HIROSHI)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号:90507617